

令和2年4月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和2年4月28日（火）午後2時30分～午後4時30分

2. 場 所

河内長野市役所 別館会議室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、藤本委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、山崎教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

※新型コロナウイルス関連肺炎の感染防止対策のため、案件に関連のない課長級は欠席の対応とする

伊藤文化財保護課長（欠席）、森地域教育推進課長（欠席）、有村図書館長（欠席）

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和2年4月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

前回会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特にご異議等がありませんでしたので、前回会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と藤本委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、藤本委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

3月30日から4月27日までの間の活動、主なものを申し上げます。

まず3月31日火曜日は、辞令交付式が諸々ございました。一般教職員の退職辞令の交付式、異動に伴う一般教職員の退職辞令交付式、校長異動、配置換えの辞令交付式、府籍復帰者辞令交付式、教頭の異動、配置換え及び新人教頭の着任式、今回コロナ対策の一環として市町村の教育委員会で実施することとなった校長退職辞令交付式、再任用校長辞令交付式、新人校長辞令交付式、それから市職員の退職辞令交付式も実施しております。以上9件ございました。

4月1日水曜日も、辞令交付式が4件ございました。教育委員会事務局職員の辞令交付式、割愛による転入教職員着任式、広域転入教職員の着任式、新規採用職員の辞令交付式でございます。特に初任者には、「子どもの立場、子どもの生活やその子の背景をよく理解して、教育を行ってほしい。」という姿勢を伝えました。また同日、市の部長会に出席しました。

2日木曜日は、新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に出席しました。

3日金曜日は、臨時の校長会を開催しています。これも新型コロナウイルス対策関係で、臨時に開催しました。

4日土曜日は、午前中に滝畑地区の岩湧山の茅の山焼きに参加しました。また午後にスポーツ推進委員委嘱状伝達式に出席しました。

6日月曜日は、局内会議に出席しました。

8日水曜日は、新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に出席しました。

9日木曜日は、市の校長会に出席しました。

13日月曜日は、庁議に出席しました。教育委員会からは2点、庁議に諮っております。また、この日は午後から校長会に出席しております。

14日火曜日は、新型コロナウイルス関連肺炎対策本部会議に出席しました。ここで、業務継続が可能となるよう市での交替制勤務の体制が敷かれました。また大阪府教育庁から、府立学校の体制がこの方針であるという通知があり、これらを踏まえて市立小中学校園も交替制勤務をとるようにしました。

16日木曜日は、放課後児童会の視察に長野小学校、小山田小学校、楠小学校に行っていました。放課後児童会は、学校が休業中にあっても実施をしておりますけれども、通常よりも利用者は少なく、おおよそ3割から4割の児童の利用となっております。指導員の方は、普段よりは児童は少ないのですが、3密状態を避けるために気を遣っておられるということでした。

17日金曜日は、市の教頭会に出席しました。

20日月曜日は、南河内地区の地区人事協議会、また、南河内地区の地区教育長協議会に出席していました。主に新型コロナウイルス関係の情報交換で、現在どのような対応をしているのか、あるいは今後どのように考えているのか、などが主でした。

21日火曜日は、医師会、歯科医師会、薬剤師会と、主に学校が休業していますので、内科検診や各種歯科検診など、様々な検診が実施できなくなっておりますことから、これを今後どのようにしていくかということの相談をいたしました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

つづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

松本教育長

特に無いようですので、教育委員報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第 17 号「令和 3 年度中学校使用教科用図書の選定について（諮問）」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第 17 号「令和 3 年度中学校使用教科用図書の選定について（諮問）」ご説明いたします。

本件については、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 21 条第 6 号にもとづき、令和 3 年度本市立中学校で使用する教科用図書を採択するにあたり、河内長野市立中学校教科用図書選定委員会に対して、使用する教科用図書の調査研究を行い、その選定に関して意見をいただくため諮問するものでございます。

別冊資料 2 枚目のところからですが、選定委員会の規程、それから運営要領でございます。こちらにつきましては、昨年度からの変更はございません。

それから、次ページには河内長野市立中学校教科用図書調査要領が掲載してございます。今年度につきましては、次年度に中学校で使用するすべての教科書を採択することとなっております。前回の平成 27 年度の教科書採択の時から比べますと、12 番目に 1 種目増加した変更がございます。それから次ページの令和 3 年度使用教科用図書選定の観点（案）につきましても、すべて新しい教科書を採択するという年度になること、また、令和 3 年度から中学校の学習指導要領が全面実施されることに伴いまして、観点の見直しを行っております。加えまして、大阪府教育委員会の選定の観点等との整合性も図り、見直しを行いました。

新しい学習指導要領で求められる資質、能力については、例えばBの観点内容の取扱いおよび程度のところの（１）思考力、判断力を育み、考えたことを表現する、学習活動を展開することができる内容となっているか。の、思考力、判断力、表現力の部分や、Eの補充・発展的な学習の中の（１）児童・生徒の興味関心に応じて学習を深め広げていく学びに向かう力などが、新しい学習指導要領で求められる資質能力であります。

次に授業改善の部分です。Cの学習と指導に対する配慮及び創意工夫の（１）児童・生徒の主体的・対応的で深い学びが実現するための工夫があるか、またDの（１）各学年の目標や内容を踏まえて、教科等横断的な視点も含め、という部分でございますが、これがカリキュラムマネジメントといったところであり、そのような観点を盛り込みまして、より新しい学びに適した教科書採択ができるよう、見直しをしております。

全体的には新しい学習指導要領の観点等も盛り込んで、文言整理等をしていくことで、見直しをしたものでございます。なお、アンダーラインを引いている部分が、昨年度からの変更点ということでご理解をいただきますようお願いいたします。

次のページは、今年度の教科書採択の事務日程概略でございます。主な部分は、まず５月２２日に第１回選定委員会を開催、５月２９日に第１回調査員会、７月６日、１３日の両日に第２回・第３回の選定委員会を開催いたします。最終７月２８日に市の臨時教育委員会会議を開催いたしまして、教科書採択をしていくこととなります。

今年度新型コロナウイルスの関係で、学校が臨時休業となっておりますことから、第１回の選定委員会から調査員会の日程につきましては、昨年度に比べると、１週間から１０日程度遅らせているところでございますが、採択をする臨時教育委員会会議につきましては、昨年とほぼ同様の日程で計画をしています。

また、５月３０日以降に市内中学校で教科用図書を巡回展示し、教職員からの意見聴取を行います。また６月１０日以降には、子ども教育支援センター内の教科書センターと市立図書館で、市民向けに教科書の展示を行います。

次ページ以降から最後までは国の通知でございます。採択における

公正確保の徹底等についての通知等をつけておりますのでご確認のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等なければこの内容で諮問をさせていただきますが、現状では新型コロナウイルスの影響で今後対応が変わってくると思います。特に教科書の展示の場所の点でいうと、その施設が閉館等しているとどうするかがあります。

生田教育指導課長

特に市立図書館が現在閉館中であるということでございますので、この展示期間中も変わらず閉館ということであれば、例えば市役所の会議室を借り上げて開放するであるとか、または1階のロビーのあたりのオープンなスペースをお借りして、そのような所で展示の対応を考えてございます。状況に応じて適宜対応していきたいと考えております。

松本教育長

それでは他にご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第17号「令和3年度中学校使用教科用図書の選定について（諮問）」を承認いたします。

引き続き、議案第18号「労働基準法第36条に基づく労使協定について」の説明をお願いします。

山崎教育総務課長

議案第18号「労働基準法第36条に基づく労使協定について」ご説明いたします。

本件につきましては、教育委員会事務局の職員の中で、本庁以外で従事する職員に対して、公務のために時間外勤務命令を行う場合は、原則事業

所ごとに、時間外勤務を命ずる必要のある職員の過半数を代表する職員と、労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆるサブロク協定でございますが、この協定を締結し、市長へ届出を行う必要がございます。このため、事業所ごとに労使間の協議の進捗程度により、協定期間がそれぞれ異なることとなり、また締結内容を即時に有効化させる必要があることから、協定の締結に関しては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第25条第1項および教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長に臨時に代理させる旨、事前に議決を求めるものでございます。

代理期間につきましては、令和2年4月28日から令和3年3月31日まででございます。対象事業所につきましては、議案説明資料2ページの下段の表に記載のとおりでございます。なお各事業所との協定が締結されましたら、定例教育委員会においてご報告させていただきます。

説明以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。締結時期等に変更はありませんか。

山崎教育総務課長

現時点ではありません。

松本教育長

他にご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第18号「労働基準法第36条に基づく労使協定について」を承認いたします。

それでは休憩後、報告案件にうつります。

(5) 報告案件（要旨）

- ・報告第8号「令和2年3月31日付け人事異動について」

令和2年3月31日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和2年1月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告するもの。

- ・報告第9号「令和2年4月1日付け人事異動について」

令和2年4月1日付け人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和2年1月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告するもの。

- ・報告第10号「令和元年度末・2年度当初教職員人事異動について」

令和元年度末・2年度当初教職員人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により教育長に代理させる旨を、令和2年1月定例教育委員会会議において議決を得て実施し、その結果について報告するもの。

- ・報告第11号「令和2年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について」

学校給食事業を行っている河内長野市学校給食会の令和2年度の事業計画及び予算について報告するもの。

- ・報告第12号「令和2年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算の報告について」

令和2年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年6月市議会に報告するため、本定例教育委員会会議に報告するもの。

- ・報告第13号「新型コロナウイルス関連肺炎に係る市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について」

国内で新型コロナウイルス関連肺炎の感染が拡大している中、令和2年4月7日付けの大阪府教育委員会教育長から要請を受けて、緊急に、市立学校園の臨時休業を決定する必要性が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき教育長が臨時に代理し、令和2年4月7日付けにて臨時休業を決定したので、これを報告し承認を得たもの。

(6) その他報告（要旨）

安田理事

臨時休業措置に係る学習保障のための夏季休業期間の方向性（案）等について

（別添資料により説明）

小川部長

新型コロナウイルス対応に伴う社会教育施設及び放課後児童会の状況について

緊急事態宣言中の青色防犯パトロールについて

山崎教育総務課長

新型コロナウイルス対応に伴う事務局・学校園の出勤体制について

中田理事

新型コロナウイルス対応に伴う英語村の状況について

山崎教育総務課長

河内長野市学校のあり方の方針に基づく実施計画（案）の進捗状況につ

いて

(別添資料により確認)

中学校給食の温かい副食のアンケート結果について
滝畑ふるさと文化財の森センターで卓球を楽しもう
旧三日市交番の常設展「警察のお仕事」

閉 会

松本教育長

以上で4月定例教育委員会を閉会します。

令和２年５月定例教育委員会開催日程

１．日 時

令和２年５月２５日（月） 午後２時００分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

２．場 所

河内長野市役所 ７階 行政委員会室

教育長報告（令和２年３月３０日～令和２年４月２７日）

別 紙

３月３１日（火）	教職員退職等式
４月１日（水）	辞令交付式 市部長会
４月２日（木）	新型コロナウイルス対策本部会議
４月３日（金）	臨時市校長会
４月５日（日）	滝畑山焼 スポーツ推進委員委嘱状伝達式
４月６日（月）	局内会議
４月８日（水）	新型コロナウイルス対策本部会議
４月９日（木）	市校長会
４月１３日（月）	庁議 市校長会
４月１６日（木）	放課後児童会視察
４月１７日（金）	市教頭会
４月２０日（月）	地区人事協議会 地区教育長協議会
４月２１日（火）	医師会・歯科医師会・薬剤師会訪問

令和 2 年 4 月 定例教育委員会会議

議 案 書

令和 2 年 4 月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第 1 7 号 令和 3 年度中学校使用教科用図書を選定について
(諮問)
(説明担当 教育指導課・・・p. 1)
- 議案第 1 8 号 労働基準法第 3 6 条に基づく労使協定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 4)

(報告案件)

- 報告第 8 号 令和 2 年 3 月 3 1 日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p. 5)
- 報告第 9 号 令和 2 年 4 月 1 日付け人事異動について
(説明担当 教育総務課・・・p. 7)
- 報告第 1 0 号 令和元年度末・2 年度当初教職員人事異動について
(説明担当 教育指導課・・・p. 1 2)
- 報告第 1 1 号 令和 2 年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について
(説明担当 教育指導課・・・p. 1 3)
- 報告第 1 2 号 令和 2 年度公益財団法人河内長野市文化振興財
団の事業計画並びに予算の報告について
(説明担当 文化・スポーツ振興課・・・p. 1 4)

報告第 13 号

新型コロナウイルス関連肺炎に係る市立小中学校
及び市立幼稚園の臨時休業について

(説明担当 教育指導課・・・p. 15)

議案第 17 号

令和 3 年度中学校使用教科用図書の選定について（諮問）

令和 3 年度使用教科用図書の選定について、河内長野市立中学校教科用
図書選定委員会に諮問する。

令和 3 年 4 月 28 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河長教委指第 号

令和 2 年 月 日

河内長野市立中学校教科用図書選定委員会 様

河内長野市教育委員会

令和 3 年度使用教科用図書（中学校）の選定について（諮問）

令和 3 年度使用教科用図書について、河内長野市附属機関設置条例第 2 条第 2 号表中「河内長野市立中学校教科用図書選定委員会」の規定にもとづき、別紙観点をもとに調査研究を行い、その意見をいただきたく諮問します。

(別 紙)

令和3年度使用教科用図書選定の観点 (案)

教科用図書の選定に当たっては、以下の観点を基準に、各教科用図書の調査研究を行うこととする。

A 目標の取扱い

- (1) 学習指導要領で示されている資質・能力の育成を図るため、各教科の特質を生かした適切な内容が取り上げられているか。
- (2) 本市の教育大綱の基本理念「ふるさとのつながりによる豊かな学び」の方針に基づいた内容となっているか。

B 内容の取扱いおよび程度

- (1) 思考力・判断力を育み、考えたことを表現する学習活動を展開することができる内容となっているか。
- (2) 国際理解等を含む人権尊重の観点から、内容や素材の取り上げ方、ユニバーサルデザインに関して、適切な配慮がされているか。
- (3) 文章の記述や分量、写真、さし絵、図表、資料などは、本市の児童・生徒の生活経験や興味、発達段階を考慮したものになっているか。

C 学習と指導に対する配慮および創意工夫

- (1) 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びが実現するための工夫があるか。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習展開など、多様な学習活動や学習方法を支援する工夫があるか。
- (3) 学習の振り返り等、知識を十分習得できるような工夫があるか。

D 組織・配列

- (1) 各学年の目標や内容を踏まえて、教科等横断的な視点も含め、効果的な指導ができるよう適切に組織・配列されているか。
- (2) 本文、さし絵、写真、図表などの表現や配置は、学習を効果的に進めるものとなっているか。

E 補充・発展的な学習

- (1) 児童・生徒の興味関心に応じて学習を深め広げていく学びに向かう力が培われるものとなっているか。
- (2) I C T機器を有効に活用できる箇所が適切に記載されているか。

議案第 18 号

労働基準法第 36 条に基づく労使協定について

教育委員会事務局本庁外職員に係る労働基準法第 36 条に基づく労使協定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 25 条第 1 項及び教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長に代理させる。

令和 2 年 4 月 28 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 8 号

令和 2 年 3 月 3 1 日付け人事異動について

令和 2 年 3 月 3 1 日付け人事異動については、次のとおりです。

令和 2 年 4 月 2 8 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和2年3月31日付人事異動について

〈退職〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
藤林 良介	ふじばやし よしゆき	(退職)	教育推進部教育総務課長 兼 自治安全部危機管理課参事
武田 宗久	たけだ むねひさ	(退職)	総務部総務課参事 兼 教育推進部教育総務課参事 兼 上下水道部経営総務課参事
柿沼 亘	かきぬま とおる	(退職)	教育推進部教育指導課長補佐
田村 公秋	たむら きみあき	(退職)	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係副主査 兼 三日市公民館長 (再任用)
松本 文男	まつもと ふみお	(退職)	生涯学習部地域教育推進課副主任 (再任用)

〈府籍復帰〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
小池 恵吾	こいけ けいご	[大阪府教育庁] 河内長野市立加賀田 小学校教頭	教育推進部教育指導課主幹 兼 学校園指導係長 兼 人権教育指導室主幹
墨村 健志	すみむら たけし	[大阪府教育庁] 大阪府教育庁	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹

報告第9号

令和2年4月1日付け人事異動について

令和2年4月1日付け人事異動については、次のとおりです。

令和2年4月28日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和2年4月1日付人事異動について

〈転出〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
藤井 亮子	ふじい りょうこ	福祉部子ども子育て課長 補佐	生涯学習部地域教育推進 課主幹 兼 家庭教育推進 係長
須田 誠詞	すだ まさのり	市民保健部保険医療課主 幹 兼 医療給付係長（昇 任）	教育推進部教育指導課学 校給食係長
和藤 亜子	わとう あこ	都市づくり部公園河川課 長補佐（昇任）	生涯学習部文化・スポー ツ振興課スポーツ振興係 長
東畑 洋	とうはた よう	環境経済部環境衛生課資 源循環係長	生涯学習部文化・スポー ツ振興課生涯学習推進係 長
前田 温子	まえだ あつこ	総務部主査	教育推進部教育総務課主 査
竹田 真也	たけだ しんや	都市づくり部副主査	教育推進部教育総務課副 主査
細木 彩	さいき あや	総務部副主査	生涯学習部文化財保護課 副主査

〈転入〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
西端 威雄	にしばた たけお	教育推進部教育指導課主 幹 兼 学校給食係長（昇 任）	上下水道部下水道課主査
南 加奈子	みなみ かなこ	生涯学習部地域教育推進 課家庭教育推進係長	市民保健部高齢福祉課地 域福祉係長
下之坊 政 輔	しものぼう まさすけ	生涯学習部主査	環境経済部農林課主査
上山 朝美	かみやま あさみ	教育推進部副主査	総務部税務課副主査

桑山 理沙	くわやま りさ	生涯学習部	市民保健部保険年金課
-------	------------	-------	------------

〈再任用転入〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
藤林 良介	ふじばやし よしゆき	教育推進部副主査（再任用）	新規再任用職員
柿沼 亘	かきぬま とおる	教育推進部副主査（再任用）	新規再任用職員
長谷川 久徳	はせがわ ひさのり	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係副主査 兼 三日市公民館長（再任用）	新規再任用職員
松浦 隆	まつうら たかし	生涯学習部文化財保護課文化財保護活用係副主査 兼 滝畑ふるさと文化財の森センター長（再任用）	新規再任用職員
井上 剛一	いのうえ たかかず	生涯学習部副主査（再任用）	新規再任用職員

〈大阪府教育庁より転入〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
篠崎 正則	しのざき まさのり	教育推進部教育指導課参事 兼 学校園指導係長 兼 人権教育指導室参事	大阪府教育委員会
楠本 隆宏	くすもと たかひろ	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会
小林 生千代	こばやし いちよ	教育推進部教育指導課主幹 兼 人権教育指導室主幹	大阪府教育委員会

〈内部異動等〉

氏名	ふりがな	新任	旧任
----	------	----	----

阪本 英之	さかもと ひでゆき	福祉部子ども子育て課長	福祉部子ども子育て課 長 兼 教育推進部教育 指導課参事
山本 淳子	やまもと じゅんこ	福祉部子ども子育て課参 事 兼 千代田台こども園 長	福祉部子ども子育て課 参事 兼 千代田台保育 所長 兼 教育推進部教 育指導課参事
山崎 広雄	やまさき ひろお	教育推進部教育総務課長 兼 自治安全部危機管理課 参事	生涯学習部文化・スポ ーツ振興課長 兼 自治 安全部危機管理課参事
二井 康仁	にい やすひと	生涯学習部文化・スポー ツ振興課長 兼 自治安全 部危機管理課参事（昇 任）	生涯学習部文化・スポ ーツ振興課主幹
新井 聡	あらい さとし	総合政策部人事課主幹	総合政策部人事課主幹 兼 教育推進部教育総務 課主幹
大谷 秀美	おおたに ひでみ	教育推進部教育指導課長 補佐 兼 学事係長（昇 任）	教育推進部教育指導課 学事係長
古城 義彦	こじょう よしひこ	生涯学習部文化・スポー ツ振興課長補佐 兼 生涯 学習推進係長	生涯学習部文化・スポ ーツ振興課長補佐
山本 正子	やまもと まさこ	生涯学習部図書館長補佐	生涯学習部図書館長補 佐 兼 図書館サービス 係長
森田 智之	もりた ともゆき	生涯学習部図書館主幹 兼 企画情報係長（昇任）	生涯学習部図書館企画 情報係長
飯野 諒	いいの りょう	教育推進部主査（昇任）	教育推進部教育総務課 副主査
谷口 享平	たにぐち きょうへい	生涯学習部文化・スポー ツ振興課スポーツ振興係 長	生涯学習部文化・スポ ーツ振興課主査
青木 朱	あおき あかし	生涯学習部図書館図書館 サービス係長	生涯学習部図書館主査
山本 竜也	やまもと たつや	生涯学習部主査（昇任）	生涯学習部地域教育推 進課副主査
洞渕 元秀	どうぶち もとひで	生涯学習部文化・スポー ツ振興課生涯学習推進係 副主査 兼 川上公民館長 （再任用）	生涯学習部文化・スポ ーツ振興課生涯学習推 進係副主査 兼 川上公 民館長（再任用）

橋本 亨	はしもと とおる	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係副主査 兼 千代田公民館長（再任用）	生涯学習部文化・スポーツ振興課生涯学習推進係副主査 兼 千代田公民館長（再任用）
端山 宏生	はやま ひろお	生涯学習部文化財保護課文化財保護活用係副主査 兼 ふるさと歴史学習館長（再任用）	生涯学習部文化財保護課文化財保護活用係副主査 兼 ふるさと歴史学習館長（再任用）
井上 伸市	いのうえ しんいち	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部文化・スポーツ振興課副主査（再任用）
松原 進	まつばら すすむ	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部文化・スポーツ振興課副主査（再任用）
辻野 修司	つじの しゅうじ	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部文化財保護課副主査（再任用）
川西 治美	かわにし はるみ	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部図書館副主査（再任用）
大久保 恒夫	おおくぼ つねお	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部図書館副主査（再任用）
森下 悦次	もりした えつじ	生涯学習部副主査（再任用）	生涯学習部図書館副主査（再任用）
西尾 隆夫	にしお たかお	生涯学習部副主任（再任用）	生涯学習部図書館副主任（再任用）
洞渕 臣司	どうぶち しんじ	生涯学習部副主査（昇任）	生涯学習部地域教育推進課
鈴木 志織	すずき しおり	生涯学習部副主査（昇任）	生涯学習部文化財保護課

報告第 10 号

令和元年度末・令和2年度当初教職員人事異動について

令和元年度末・令和2年度当初教職員人事異動については、別冊2のとおりです。

令和2年4月28日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 1 1 号

令和 2 年度河内長野市学校給食会事業計画及び予算について

河内長野市学校給食会より、令和 2 年度の事業計画及び予算について、
別冊 3 のとおり提出があった。

令和 2 年 4 月 2 8 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 1 2 号

令和 2 年度公益財団法人河内長野市文化振興財団の事業計画並びに
予算の報告について

公益財団法人河内長野市文化振興財団より、令和 2 年度の事業計画並
びに予算について、別冊 4 のとおり提出があった。

令和 2 年 4 月 2 8 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

報告第 13 号

新型コロナウイルス関連肺炎に係る市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について

新型コロナウイルス関連肺炎に係る市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業については、次のとおりです。

令和 2 年 4 月 28 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

令和2年4月7日

教育長 松本 芳孝

新型コロナウイルス関連肺炎に係る
市立小中学校及び市立幼稚園の臨時休業について

国内で新型コロナウイルス関連肺炎の感染が拡大していることから、
令和2年4月7日付け、大阪府教育委員会教育長からの要請を受けて、市
立学校園の臨時休業については以下のとおりとする。

1、河内長野市立の小中学校と幼稚園を臨時休業とする。

【臨時休業期間】

・令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水）

別冊 1

議案第 17 号関係

○ 令和 3 年度使用教科用図書を選定について

河内長野市教育委員会事務局



別添資料（議案第17号関係）

○ 令和3年度使用教科用図書を選定について

河内長野市教育委員会
教育推進部教育指導課

平成13年3月1日教委規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、河内長野市附属機関設置条例（平成24年河内長野市条例第35号）第2条の規定により設置する河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会（以下「小・中学校選定委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定める。

(組織)

第2条 小・中学校選定委員会は、それぞれ委員10名以内とする。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

- (1) 教育委員会事務局職員
- (2) 河内長野市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の校長及び教頭
- (3) 小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (4) 河内長野市立学校における学校運営協議会の運営等に関する規則（平成22年河内長野市教育委員会規則第9号）第6条第1項各号に掲げる者

2 委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 小・中学校選定委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 小・中学校選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、小・中学校選定委員会の会議に関係職員等の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(調査員)

第7条 小・中学校選定委員会に必要な調査研究を行うため調査員を置くことができる。ただし、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。

2 調査員の人数は、小・中学校選定委員会が各種目ごとに定める。

3 調査員は、教育委員会事務局職員並びに小・中学校に勤務する校長、教頭及び教員のうちから教育委員会が任命する。

(事務局)

第8条 小・中学校選定委員会の事務局は、教育委員会事務局教育推進部教育指導課に置く。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、小・中学校選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日教委規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日教委規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月2日教委規程第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教委規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会 運営要領

河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という）は、河内長野市立小学校教科用図書選定委員会及び河内長野市立中学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次の要領によって運営する。

1. 選定委員会の役割

選定委員会は、教育委員会の諮問を受け、小中学校教科用図書選定に関する調査及び研究を行い、その選定に関して教育委員会に意見を答申する。

2. 選定委員会の組織

選定委員会は、教育委員会事務局職員、小学校校長会代表、中学校校長会代表、小学校教頭会代表、中学校教頭会代表、河内長野市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者、学校運営協議会代表をもって組織する。

3. 調査員について

(1) 教育委員会は、管内小中学校の校長、教頭及び教諭等のうち、該当教科について優れた専門的知識を有するものを調査員に任命する。

(2) 調査員の人数は、選定委員が種目ごとに別に定める。

(3) 調査員は、教科用図書の採択に、直接の利害関係を有しない者とする。なお、別紙様式による誓約書を提出させるものとする。

(4) 調査員は、採択が適切に行われるために、大阪府教育委員会が作成する教科用図書選定資料を活用して、種目ごとに必要な調査研究を行い、資料を付して選定委員会に報告するものとする。

4. その他

(1) 教科用図書の採択に関する学校及び研究会の意見等については、校長及び研究会の代表を通じ、選定委員会に申し出ることができるものとする。

(2) 選定委員会及び調査研究に要する経費については、教育委員会が負担する。

(3) 選定委員会の会議には、教育委員、教育長、指導主事及び大阪府教育庁職員が助言者として出席することができるものとする。

(4) 一部の教科を採択する場合も、この要領によって運営されるものとする。

附則

この要領は、平成29年5月2日より適用する。

令和2年度

河内長野市立中学校教科用図書調査要領

1. 教科 (16種目を調査員会では、①～⑫の12種目に編制し、各調査員で担当)

①国語 ②書写 ③社会(歴史・地図) ④社会(地理・公民) ⑤数学 ⑥理科
⑦音楽(一般・器楽) ⑧美術 ⑨保健体育 ⑩技術・家庭 ⑪英語 ⑫道徳

2. 調査員の任務

- (1) 調査員は、市町村教育委員会が任命する。
- (2) 調査員は、河内長野市立小・中学校選定委員会に所属する。
- (3) 調査員は、各種目3名で調査委員会を構成し、世話役1名記録係1名互選する。
- (4) 調査員は、令和3年度使用の中学校教科用図書を調査し、調査の観点をもとに、所定の形式によりそれぞれの特徴を明らかにした調査報告を作成して、選定委員会に提出する。(電子データと紙媒体1部)
- (5) 調査員は、調査期間中教科書の貸与を受ける。

3. 世話係指導主事

選定委員会運営要領により調査活動に協力・援助をし、必要に応じて助言する。

4. 公正確保

教科用図書採択関係者は、特に採択の公正確保を期すること。

令和3年度使用教科用図書選定の観点 (案)

教科用図書の選定に当たっては、以下の観点を基準に、各教科用図書の調査研究を行うこととする。

A 目標の取扱い

- (1) 学習指導要領で示されている資質・能力の育成を図るため、各教科の特質を生かした適切な内容が取り上げられているか。
- (2) 本市の教育大綱の基本理念「ふるさとのつながりによる豊かな学び」の方針に基づいた内容となっているか。

B 内容の取扱いおよび程度

- (1) 思考力・判断力を育み、考えたことを表現する学習活動を展開することができる内容となっているか。
- (2) 国際理解等を含む人権尊重の観点から、内容や素材の取り上げ方、ユニバーサルデザインに関して、適切な配慮がされているか。
- (3) 文章の記述や分量、写真、さし絵、図表、資料などは、本市の児童・生徒の生活経験や興味、発達段階を考慮したものになっているか。

C 学習と指導に対する配慮および創意工夫

- (1) 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びが実現するための工夫があるか。
- (2) 体験的な学習や問題解決的な学習展開など、多様な学習活動や学習方法を支援する工夫があるか。
- (3) 学習の振り返り等、知識を十分習得できるような工夫があるか。

D 組織・配列

- (1) 各学年の目標や内容を踏まえて、教科等横断的な視点も含め、効果的な指導ができるよう適切に組織・配列されているか。
- (2) 本文、さし絵、写真、図表などの表現や配置は、学習を効果的に進めるものとなっているか。

E 補充・発展的な学習

- (1) 児童・生徒の興味関心に応じて学習を深め広げていく学びに向かう力が培われるものとなっているか。
- (2) I C T機器を有効に活用できる箇所が適切に記載されているか。

(案)

令和2年度 中学校教科書採択事務日程概略

月	日	曜	事務日程	主な内容
4	28	火	定例教育委員会議	・選定委員会への諮問について ・教科書採択の予定
5	22	金	第1回選定委員会 (行政委員会室)	・河内長野市小中学校教科用図書選定委員会規程及び運営要領について ・教科用図書採択事務日程について
5	29	金	調査員会① (別館組合会議室)	・採択に関する説明
6	2	火	調査員会②PM	5/29～6/22 調査員による調査・研究 4回程度(日は予定)
6	9	火	調査員会③PM	
6	16	火	調査員会④PM	
6	22	月	調査員会⑤PM	
6	26	金	調査員報告提出	ヒアリング 各中学校・市教研(各教科部会)意見提出
7	6	月	第2回選定委員会 (13:30行政委員会室)	・調査員会からの報告 ・今後の予定
7	13	月	第3回選定委員会 (13:00行政委員会室)	・河内長野市中学校教科用図書調査 ・選定委員会答申作成
7	21	火	市教育委員会研修 (12:00行政委員会室)	教育委員による 研究・調査
7	22	水	市教育委員会研修 (行政委員会室)	
7	28	火	市臨時教育委員会 (10:00)	教科書採択(議決)
7	29	水	採択結果を府教委 に報告	

5/30 中学校巡回展示

6/10 教科書展示

7/10

日時 会場は変更することがあります。

教 小 中 第 1042 号
令 和 2 年 4 月 2 日

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び
「令和3年度使用教科書の採択事務処理について」(通知)

標記について、別添(写し)のとおり、令和2年3月27日付け元文科初第1807号により文部科学省初等中等教育局長、令和2年3月27日付け元初教科第39号により文部科学省初等中等教育局教科書課長から通知がありました。

つきましては、本通知の内容を貴教育委員会委員及び関係部署並びに貴所管の学校、その他全ての関係者に対して周知願うとともに、関係法令や各市町村教育委員会が定める条例・規則等に則り、教科書採択における公正確保の徹底並びに採択事務の適切な執行について、特に御配慮をお願いします。

また、令和2年3月27日付け元文科初第1806号もあわせて送付いたしますので、教科書見本の取扱いについて、御了知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

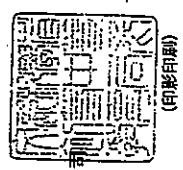
担 当	市町村教育室 小中学校課 学事グループ 西井
電 話	06-6941-0351 (内線3425)
F A X	06-6944-3826
E-mail	NishiiT@mbox.pref.osaka.lg.jp

写

元文科初第1807号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸 山 洋



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人）が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知します。貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 教科書採択の公正確保の徹底について
(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。）第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不適当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力的いしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

○ このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係については、一時的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定をえた教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめ、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆等に関する情報を取りまとめ、送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

○ 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和2年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和2年3月27日付付元文科初第1806号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

○ 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができるとする措置を講ずること。

○ このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

教科書見本は，教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で，教科書発行者による教科書見本の送付は，教科書採択の判断を目的としたものであるとの認識に立って，教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。

教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に，採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが，教科書見本の送付は，教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し，無理な送付を求めることのないようにすること。

平成29年度以前に検定を経た教科書の見本についても，採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが，その趣旨は，教科書採択に当たった際の調査研究等の用に供するためであることに留意し，当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。

特に複数の市町村から構成される採択地区においては，教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため，その場合に，教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。

ただし，その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり，特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

○ 教科書見本と併せて，又は個別に，学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし，資料の名称を問わず，有償の商品やサービスを無償又は低価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

○ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は，令和元年度からは行われていないため，教科書発行者に対して，教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため，令和元年度以降は，採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(3) 適当な宣伝活動等への対応について

○ 採択期間においても，教科書発行者が，採択関係者に対して自らが発行しよ

うとすると教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。

- ・採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

- ・採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆等並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の開催の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

- ・採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することと約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

- ・教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてでたことを問わず配布しないこと。

- ・学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

○ このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めると。

○ 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

○ 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著者及び編集協力者、関連する教材の執筆等並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

○ 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同担され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究を行うことが重要となると考えられること。

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）又は第38条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。
また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に係る関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言えない。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるよう環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけでは活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、城内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が滞滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとしよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実が求められること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないよう、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに終わらなければならないこととされていること。

- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に 9 月 16 日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科書を 4 年間採択しなければならないこととされていること。

- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和 39 年文部省令第 2 号。以下「無償措置法施行規則」という。）第 6 条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができるとこととされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第 15 条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

○ 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

○ 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

① ユニバーサルデザインソフトに関する取組

・ルビのフォントを大きくしたり、エッジクにする。
・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。

② カラーユニバーサルデザインに関する取組

・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。

③ レイアウトに関する取組

・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校教育教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を選択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登録されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

① 小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を選択しなければならないこと。

② 中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登録されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を選択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めると差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登録されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登録されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理運目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

元文科初第1806号
令和2年3月27日

各教科書発行者 殿

4. その他

○ 都道府県教育委員会は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

○ 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下のURLを参照のこと。
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係

電話 03 (5253) 4111 内線 2411

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋 司

(印影印刷)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用することであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を帯って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するため社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられないことのないよう、教科書の著作・編集から採定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

ついでには、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編纂者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反しないしは逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いいたします。

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

○ 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていることが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に行うこと。

○ 令和2年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長）による調査研究に支障が生じないよう、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

〔小学校用教科書〕

令和2年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。ただし、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する学校施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記「中学校用教科書」の取扱いに準じて教科書見本を送付することができる。

〔中学校用教科書〕

・ 都道府県教育委員会	15部
・ 指定都市教育委員会	17部
・ 中核市、特別市、特別区教育委員会	8部
・ その他の市町村教育委員会	5部
・ 採択地区（単独採択地区を含む。）	（構成市町村数+3）部
・ 国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	1部
・ 教科書センター	2部

（※）指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。
（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

〔高等学校用教科書〕

◇ 平成29年度以前に検定を経た教科書の見本
令和元年度以前に教科書見本を送付していない場合には、下記のとおり送付することができる。
令和元年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、下記の送付先に1部を上限として送付することは差し支えない。

・ 都道府県教育委員会	6部
・ 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	原則 1部
・ 高等学校に置かれる課程（全日制・定時制・通信制）	原則 1部
・ 教科書センター	1部

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

（※）このほか、採択権者から個別に求めがあった場合には、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。

（※）高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。

（※）採択権者から個別に求めがあった場合には、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科（普通科・専門学科・総合学科）に1部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第6条第2項各号に規定する学科ごとに1部を上限とする。

【その他留意すべき事項】

上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り送付するよう配慮すること（ただし、職業に関する教科書については、各1部を送付することとして差し支えない。）。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たつての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いには厳に慎むこと。

上記を除き、採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。）への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと（採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。）。

特に、平成29年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑念を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。また、例年、教科書見本の管理が煩雑になるとの指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送

付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。

教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者との間に適切に対応できるようにすること。

また、教科書協会の加盟の教科書発行者によっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。

教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。

教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

○ 令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報は、その氏名及び所属並びに教科書発行者が支払う対価の額等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。

○ そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものを含む。）には一切用いないこと。

・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に、その執筆に当たって必要部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。

・ 教科書の編著作者及び編集協力者並びに教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容並びに支払いを行う対価の額等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができよう適切な情報管理を行うこと。

（過大な宣伝活動等について）

・ 採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過大な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的として行っていることと受け止められかねないことから、採択関係者に対する公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職に就いた者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。

・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。

・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いにについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。

・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することとを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。

・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてやるとを問わず配布しないこと。

・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

（不当な利益供与の禁止について）

・ 採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその

申出は、絶対に行わないこと。
この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があるうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていたことが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。
なお、検定、採択、発行に関し不正な行為をした申請者による当該事案に係る種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。した場合が、一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

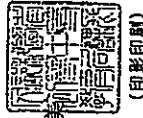
文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03(5253)4111 内線 2411

写

元初教科第39号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会
教科書関係係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
中 野 理



(印影印刷)

令和3年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和2年3月27日付け元文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、真教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いたいただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03 (5253) 4111 内線 2411

記

- 1 採択に当たっての留意事項について
 - (1) 小学校用教科書の採択について
令和2年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。
 - (2) 中学校用教科書の採択について
全ての教科書について新たに採択を行うこと。
 - (3) 高等学校用教科書の採択について
現行の高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録(令和3年度使用)」の第1部に記載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。
従前の高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。)の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に記載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降に掲載された場合も同様とする。
 - (4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について
 - ① 学校教育法(昭和22年法律第26号。)附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学校において使用する教科書以外の教科用図書(以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。)の採択並びに同条の規定により高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材としての教育目標の達成上適切な図書を選定すること。
 - ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を越した学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の(ア)から(オ)までの事項に、特に留意すること。
 - (ア) 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)の図書が適切であること。
 - (イ) 可能な限り体系的に編纂されており、教科の目標に沿った内容を持つ図書が適切であること(特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。)
 - (ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
 - (エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。
 - (オ) 別途送付している「令和3年度用一般図書一覧」(令和2年3月

2 日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様に一括して行われるものであること。
なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボラレンティア団体は、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和2年度中に供給可能かどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和3年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、船版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和2年3月27日付け元文科初第1806号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

(2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できるとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づき教科書展示会は、例年とおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月12日から14日間(法定展示期間)開催すること(令和2年文部科学省告示第10号)。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々、展示会に参加できるよ

う工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンゾル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンゾル集を活用することも考えられること。

(4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を表示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

(5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者とはもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

(6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱以上の差別をしてはならないこと。

(7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること(翌年度使用教科書のみ)。

4 需要数報告について

(1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する私立学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握することとする。

(2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を遵守すること。

(3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要があるが生じた場合による場合は、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社と連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

(4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用

する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

(5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告について、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。

(6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

(1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。

(2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。

報告の形式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

(1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。

(2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。

- ① 採択地区変更に係る告示の写し
- ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
- ③ 採択地区変更に係る理由書
- ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談する

こと。

- 7 中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて
中学校については令和3年度から、高等学校については令和4年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、令和2年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
学校種別等区分	検定	◎			◆	◎	◎	◎			◎
	採択	△				△	△	△			
小 学 校	使用開始		◎	○		◆	◎	◎	○		
	採択						◎	◎	△		
中 学 校	使用開始			△	○		△	△	○	○	
	採択						△	△	○	○	
主として 低学年用	使用開始			◎	△			◎	△	△	○
	採択	○			◎				◎	◎	○
主として 中学年用	使用開始					△				△	△
	採択	△				△				△	△
主として 高学年用	使用開始	◎				◎	○			◎	◎
	採択	△	△	○			△	○			△

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 本表以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。